

くらしの安心情報

情報ファイル NO.67

平成 21 年 7 月 13 日

近くの民家に案内され、腰痛によいという高額な温熱治療器を契約させられた！

被害内容

【相談者 80代 女性】

「店舗出店の PR をするので来てください」と近くの民家に案内され、無料で雑貨を配られた後、腰痛によいという温熱治療器の話を行いました。「今日は特別安くします。欲しい人は手を挙げて！」と言われたので、自分も思わず手を挙げ、契約してしまいました。24万円と高額なうえ使い勝手も悪いので、解約したいのですが。

対処方法

これは、民家の車庫等を借りて、安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品や食料品をタダ同然で配るなどして、最後には高額な商品を購入させる「催眠商法」の手口です。高齢者の健康不安につけ込んで、温熱治療器、布団類、健康食品などを契約させられることが多いようです。

- ・ 相談者には、この商法は「訪問販売」にあたり、クーリング・オフ(契約書面を受け取った日から 8 日間は無条件で解約できる制度)ができるので、書面で通知するよう助言しました。
- ・ また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題がある場合は解約できる可能性があります。
- ・ 「無料・安い」といったセールストークには落とし穴がありますので、十分気をつけてください。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (金融相談・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、金融相談・多重債務相談)